

令和6年4月1日から  
基準額変更・種目追加になりました！！

# 日常生活用具給付等事業

## 《制度内容》

障がいのある方の日常生活の利便を図るため、用具（日常生活用具）の購入（貸与）にかかる費用を支給する制度です。

## 《対象者》

身体障がい者、知的障がい者または難病患者（障害者総合支援法に定める361疾病による障がいがある方）※いずれも児童を含む

※各品目の対象要件は等級などによって異なるため別途お問い合わせください。

## 《利用者負担／負担上限額》

①生活保護・市民税非課税世帯 → 0円

②市民税課税世帯 → 37,200円

※基準額を超える用具を希望する場合は、基準額との差額はいずれの階層でも全額自己負担となります。

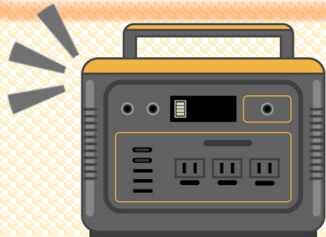


基準額変更・追加品目	基準額
移動用リフト(基準額変更)	450,000円
簡易浴槽	272,800円
気管切開カニューレホルダー	65,000円 ※申請回数は同一年度内1回まで
非常用電源装置	120,000円
動脈血中酸素飽和度測定器用消耗品 (パルスオキシメーター)	6,600円 ※申請回数は同一年度内3回まで

## 《申請に必要なもの》

①申請書 ②業者の見積書

③身体障害者手帳、療育手帳、障害者総合支援法における対象難病であることが分かるもの（指定難病医療受給者証など）



## 【問い合わせ先】

〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地  
根室市役所健康福祉部社会福祉課福祉担当  
(19番窓口) TEL 0153-23-6111

